

小山市とちまる安心認証取得奨励金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と、利用者が安心して利用できる環境整備のため、小山市とちまる安心認証取得奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、栃木県が行う飲食店への感染防止対策認証制度である「とちまる安心認証」の取得の促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に飲食店を有する事業者等であつて、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 栃木県の「とちまる安心認証」の認証を受けた者であること。
- (2) 引き続き市内において事業を継続する意思を有すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、奨励金の交付の対象としない。

- (1) 小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者（役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）を含む。）
- (2) 前号に掲げる者のほか、第1条の目的に照らし、奨励金の交付が適当でないと市長が認める者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、市内に所在する「とちまる安心認証」の認証を受けた飲食店1店舗につき10万円とし、その交付は1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第4条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に小山市とちまる安心認証取得奨励金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) とちまる安心認証審査結果通知書の写し
- (2) 店舗の所在が確認できる書類（食品衛生法に基づく営業許可証、とちまる安心認証 現地調査書兼申請書等）の写し
- (3) 本人確認ができる書類（法人においては商業・法人登記事項証明書、個人事業者においては運転免許証等）の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 誓約書（別記様式第2号）
- (6) 振込先が確認できる書類（通帳等）の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の可否を決定したときは、小山市とちまる安心認証取得奨励金交付決定通知書（別記様式第3号）又は小山市とちまる安心認証取得奨励金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を通知の上、奨励金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の奨励金の交付決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要領の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(報告及び調査)

第7条 市長は、奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者等は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行する。